

Medical training



療養費同意書研修：事前解説

会員の皆様へ

本研修は、医療機関や治療院において重要となる「療養費同意書」の適切な理解と運用を深めるための事前解説です。

「療養費同意書」とは、患者様が受けられた治療費を保険者（健康保険組合など）に請求する際に必要となる書類を指します。特に、特定の医療行為においては患者様からの同意を事前に得る法律上の義務があり、その適正な取得と管理は、円滑な事務処理と患者様への信頼性の高いサービス提供に直結します。

この研修を通じて、複雑になりがちな療養費同意書の手続きを明確にし、日々の業務にすぐに役立つ実践的な知識を習得していただくことを目指します。皆様の業務効率向上と、より質の高い医療サービス提供の一助となれば幸いです。

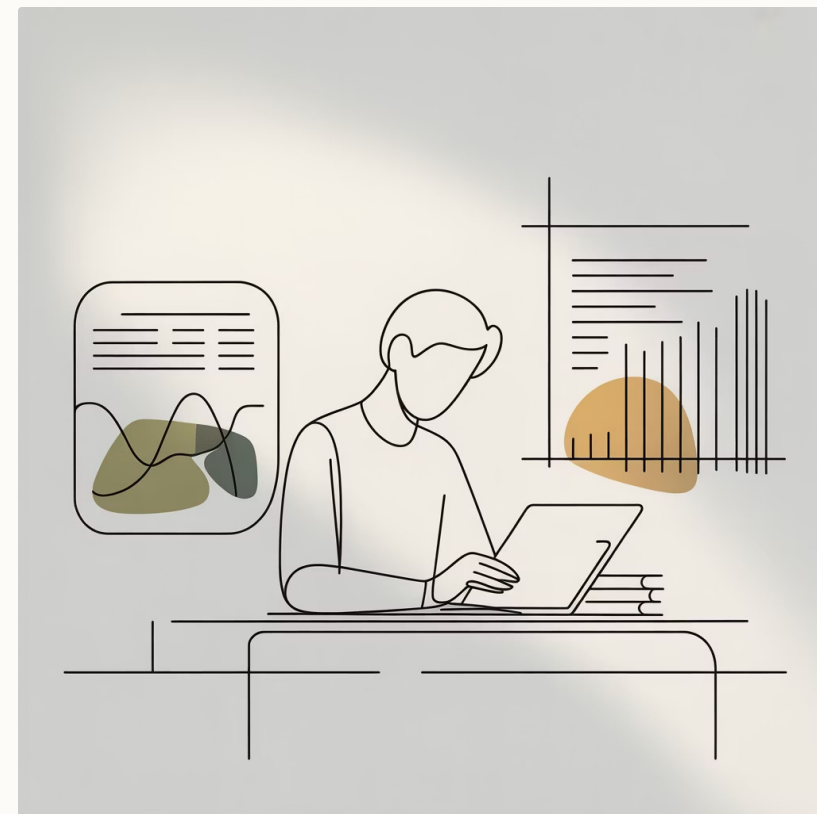
監修：NPO法人QOLを考える会

令和7年（2025年）

序文

この研修は、**療養費同意書**（医療機関が患者様から診療報酬を受け取るために必要な書類）に関する知識を単に覚えるだけではありません。**実際の医療現場で、患者様や関係機関と円滑に対応できる能力**を身につけることを目的としています。

単なる暗記ではなく、具体的な状況で知識を**適切に判断し、実践的に活用する力**を養うことに重点を置きます。



1

1. 知識の習得

療養費同意書制度の根幹をなす**法的・制度的な基礎知識**を正確に学びます。

2

2. 本質的な理解

制度の**背景や目的**、そして**患者様の権利**を深く理解し、多角的な視点から捉える力を養います。

3

3. 実践への応用

研修で得た知識と理解を、**日々の業務**で直面する様々なケースに**効果的に適用**できるよう訓練します。

4

4. 円滑な対話

患者様や他の医療機関、行政機関との**明確かつ丁寧なコミュニケーション**を通じて、信頼関係を築きます。

5

5. 継続的な成長

自らの経験を**振り返り、考察**することで、常に学び続け、**専門家としてのスキルを向上**させることを目指します。

この研修を通じて、受講者一人ひとりが「なぜそうするのか」を自ら考え、自信を持って行動に移せるようになることを目指します。



基礎知識の解説：療養費同意書の法的根拠

療養費同意書は、医療現場で患者さんの適切な医療提供と保険診療の根拠となる重要な書類です。その背景にある主な法的根拠と、それぞれの条文が持つ意味合いを解説します。

健康保険法 患者さんが保険診療を受ける際の基本的な枠組みを定める法律です。 - 第63条（療養費の支給要件）： 患者が医療サービスを受ける際の保険適用条件を規定しています。同意書は、この支給要件を満たし、適切な療養費の支給を受けるために不可欠な書類となります。 - 第87条・第88条（受領委任制度）： 患者さんに代わって医療機関が療養費（施術費用など）を直接受け取るための制度です。同意書は、患者さんがこの制度の利用を承認し、医療機関に受領を委任する意思を明確にする重要な役割を担います。 - 第201条（行政監督権限）： 療養費の適正な運用を確保するため、厚生労働大臣が医療機関や施術所を監督する権限を定めています。同意書の適切な取得と管理は、この監督の対象となります。	医師法 医師の職務と倫理を規定する法律です。 第19条（診察義務）： 医師が診療を求められた場合に、正当な理由なくこれを拒否してはならないと定めています。患者さんの自己決定権を尊重し、適切な情報提供を行った上での同意取得は、この義務を果たす上でも重要です。	憲法 国民の基本的な権利を保障する最高法規です。 - 第13条（自己決定権）： すべて国民は、個人として尊重される」と定め、自分の体や医療に関する事項を自ら決定する権利（自己決定権）を保障しています。同意書は、患者さんの自己決定権の行使を明確にするものです。 - 第25条（生存権）： すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、国民が医療サービスを受けられる権利を保障しています。療養費同意書は、この生存権を実質的に保障するための手続きの一つです。
--	---	---

厚生労働省通知：療養費同意書運用の指針

厚生労働省が発出する通知は、健康保険法などの法律の具体的な解釈や運用方針を示すもので、療養費同意書の取り扱いにおいても重要な指針となります。

- 保医発第1001002号、保医発第0326第5号など： これらの通知は、療養費同意書の交付が「医学的所見」に基づいて行われるべきことを明確に指示しています。つまり、単なる形式的な書類ではなく、医師による専門的な判断に基づいていることが求められます。

通知の遵守は、療養費の適正な請求と患者さんへの適切な医療提供のために不可欠です。

民法：委任契約の基礎

民法は、私人間の権利義務関係を定める基本的な法律です。療養費同意書の文脈においては、特に「委任契約」の概念が関連します。

- 第643条以下（委任契約）： 民法は、当事者の一方がある事務を相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって成立する委任契約について規定しています。療養費同意書は、患者が医療機関に対して、保険請求手続きなどの事務処理を委任するという「準委任契約」としての側面を持ちます。これにより、患者さんは煩雑な手続きを医療機関に任せることができ、医療機関は患者さんの代理として保険者への請求を行うことが可能となります。



応用編 — 現場対応の原則



医師との連携

患者様の権利（診察を受ける権利や説明を受ける権利）を尊重し、**常に冷静かつ客観的な姿勢で対話に臨む**ことが重要です。感情的な対立を避け、お互いの専門性を尊重し、建設的な解決策を共に探求しましょう。



利用者・家族への対応

利用者様やご家族の不安に寄り添い、現在の状況や利用できる制度について、**正確かつ分かりやすく説明する**ことが求められます。批判的な態度ではなく、様々な選択肢を提示し、共に最善の道を見つけるサポートを心がけましょう。



行政・保険者との協議

厚生労働省からの通知や関連法規といった**具体的な法的根拠を明確に提示**し、制度の適正な運用を働きかけましょう。「指導」や「是正」という形ではなく、あくまで「相談」という姿勢で、協力的な関係を築きながら問題解決を目指すことが重要です。

- ❑ **現場対応の心得：**いかなる場面においても、相手の立場を深く理解し、感情的にならず、具体的な根拠に基づいた建設的な対話を通じて、最適な解決策を導き出す姿勢が成功の鍵となります。



現場での「問い」から学ぶ

“

知識の限界と伝え方

専門知識を持っても、相手がそれを受け入れない状況に直面した場合、どのように対応すべきでしょうか？**知識を「知っている」ことと「効果的に伝える」ことの違い**を深く考え、相手に寄り添ったコミュニケーションの重要性を問い直します。

“

感情と共感の必要性

利用者が不安や不満を抱えている際、単に法的根拠や制度を説明するだけで、本当に安心感を提供できるでしょうか？**論理だけでなく、相手の感情に共感し、理解を示す**ことで、信頼関係を築き、真の解決へと導く道を探ります。

”

”

“

制度遵守と人間性の両立

規則や制度を遵守することは当然重要ですが、その枠組みの中で、人としての「思いやり」をどのように表現し、実践できるでしょうか？**機械的な対応に終わらず、個別具体的な状況に応じた柔軟な心遣い**のあり方を追求します。

”



知識は防具であり、それを支えるのは自己観察の心である。

私たちが持つ専門的な知識や法的根拠は、現場での困難な状況から身を守り、利用者へ適切な支援を保証するための重要な「防具」です。しかし、この「防具」を真に有効に機能させるためには、単に知識を所有しているだけでは不十分です。常に**自分自身の言動を客観的に振り返り（自己観察）**、相手の立場や感情を深く理解しようと努める「心」が不可欠となります。これにより、知識は単なる盾ではなく、柔軟で効果的な問題解決のための強力なツールへと昇華されます。

これらの「問い」を通じて深く思索することで、私たちは単なる知識の適用にとどまらない、**より実践的で人間性豊かな対応能力**を身につけることができるでしょう。これが、複雑な現場を乗り越えるための本質的な力となります。

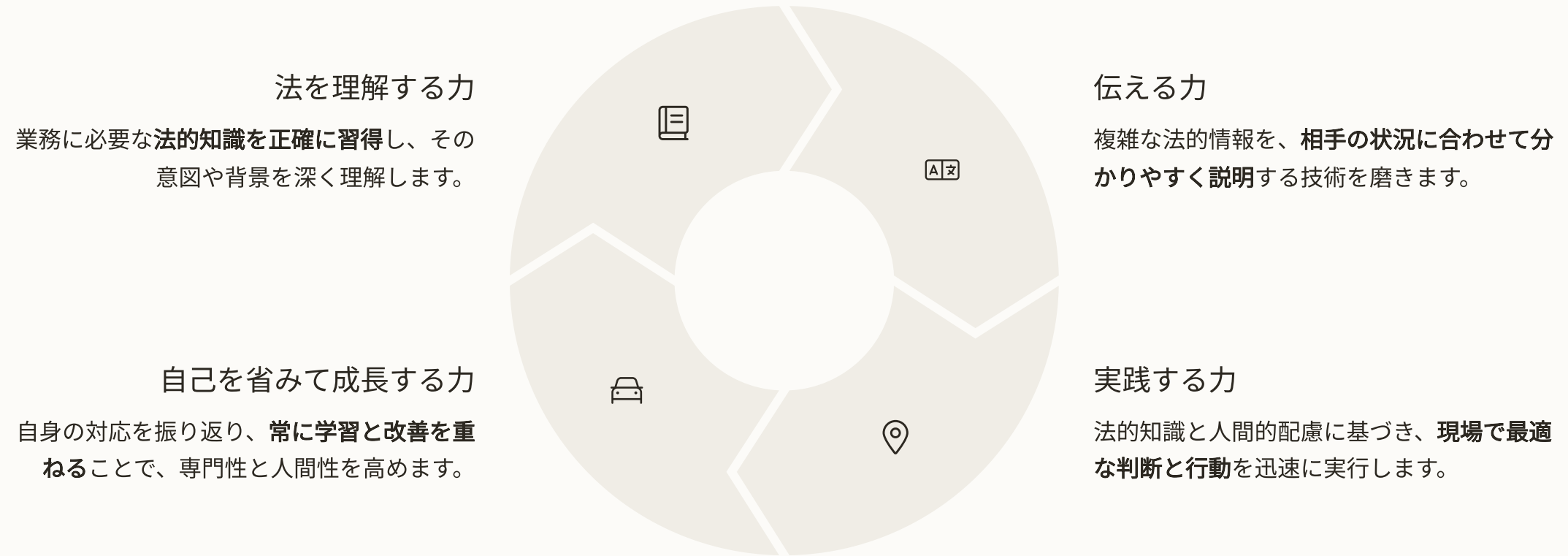


結語



法と人間性：調和の取れたアプローチ

真に価値ある支援を実現するには、**法的制度の遵守と人間的な配慮を両立させる**ことが不可欠です。私たちは、法という「枠組み」と、心に寄り添う「人間性」という二つの要素を調和させ、実践していく必要があります。



本解説では、この「法を理解する」→「伝える」→「実践する」→「自己を省みて成長する」という**実践的な循環プロセス**を目指します。

❏ この循環的なプロセスを通じて、私たちは単なる知識の習得に留まらず、**真の専門性と豊かな人間性を兼ね備えた実践者**として、日々の業務で確かな成長を実感できるでしょう。

同意書関連 法令・通知集

療養費の支給において重要な「同意書」に関連する主要な法令と通知を分かりやすく解説します。

1. 健康保険法

◦ 第63条（療養費の支給）

保険者は、被保険者が疾病、負傷その他保険事故により必要な療養を受けることができない場合において...

【解説】

療養費の支給は、通常、医師の「同意書」があることを前提とします。この規定により、同意書が揃って初めて保険者が療養費の支給を判断する仕組みとなっています。つまり、適切な医療を受けるための第一歩として同意書が不可欠です。

◦ 第87条・第88条（受領委任の取扱い）

保険者は、厚生労働大臣が定めるところにより、施術者に対し、被保険者に代わって療養費を受領させる...

【解説】

これは「受領委任制度」の法的根拠です。この制度があるため、患者様が直接費用を支払うのではなく、施術者（医療機関など）が患者様に代わって保険者から療養費を受け取ることができます。これにより、患者様の負担が軽減されます。

◦ 第201条（監督）

厚生労働大臣は、保険者の業務について必要があると認めるときは、その報告を求め、又はその業務につ...

【解説】

この条文は、厚生労働大臣が保険者の業務を監督する権限を定めています。これに基づき、保険者や行政機関は、医師が不適切に同意書の発行を拒否した場合など、必要な状況に応じて「是正・指導」を行うことができます。

2. 医師法

◦ 第19条（応召義務）

診療に従事する医師は、正当な事由がなければ、診察を拒んではならない。

【解説】

医師には、患者様が診察を希望した場合、特別な理由がない限り診察を拒否できない「応召義務」があります。「同意書を出さない」という判断の前に、まず患者様を診察する義務があることを示しています。

3. 日本国憲法

◦ 第13条（個人の尊重と幸福追求権）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の...

【解説】

患者様がご自身の療養方法を自ら選択する「自己決定権」の根拠となる条文です。同意書の発行を不当に拒否することは、患者様のこの自己決定権を制約する可能性があり、注意が必要です。

◦ 第25条（生存権）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【解説】

「生存権」を保障するこの条文は、患者様が療養費制度を利用できることが、健康で文化的な生活を送るための基本的な権利の一部であることを裏付けています。療養費制度は、国民の生存権を支える重要な仕組みの一つです。

4. 民法

◦ 第643条（委任）

委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって...

【解説】

この規定により、患者様はNPO団体やその他の第三者に対し、療養費の請求手続きなどの事務処理を委託することができます。例えば、NPO「QOLを考える会」が事務代行を行う場合、この民法の委任規定がその法的根拠となります。

5. 厚生労働省通知・地方厚生局解釈

◦ 保医発第1001002号（平成20年10月1日）

「療養費同意書は、必ず診察及び医学的所見に基づき交付されるべきである。」

【解説】

この通知は、同意書が単なる形式的な書類ではなく、医師による診察と適切な医学的判断に基づいて発行されるべきであることを明確にしています。医師会や病院内部の規定よりもこの国の通知が優先され、「一律拒否」は通知の趣旨に反します。

◦ 保医発第0326第5号（平成24年3月26日）

「療養費同意書の交付は、患者の医学的必要性を第一に判断されなければならない。」

【解説】

前述の通知をさらに補強し、同意書の発行が患者様の医学的必要性を最優先に判断されるべきであると強調しています。「制度基準を満たす場合には、原則として交付されるべき」と明言されており、不当な拒否は認められません。

◦ 地方厚生局の解釈事例集

「医療機関が組織的に一律拒否を行うことは適切でない。」

【解説】

地方厚生局の実際の行政運用においても、特定の医療機関が組織的に同意書の一律拒否を行うことは「不当」とであると明確に整理されています。これは、現場における運用の指針となります。

